

会計年度任用職員（地域包括支援センター相談支援員①）の募集について

1. 採用予定の職種	会計年度任用職員（地域包括支援センター相談支援員①） ※非正規雇用
2. 業務の内容	(1) 介護予防支援事業に関すること。 (2) 一般介護予防事業に関すること。 (3) 総合相談支援業務に関すること。 (4) 権利擁護業務に関すること。 (5) その他地域包括支援センターが行う業務等に関すること。
3. 募集人数	1名
4. 応募資格	地方公務員法第16条（「15. その他」の欄に記載）に該当しない方で、①②両方に該当する方 ①保健師、理学療法士、作業療法士又は社会福祉士のいずれかの資格を有する方 ②普通自動車運転免許（AT限定可）を取得していること。
5. 任用期間	令和6年8月1日～令和7年3月31日 ※採用後1か月間は、条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好で一定の条件を満たした場合、再度任用されることもあります。 ※原則、令和6年8月1日付で任用しますが、それ以前に任用される場合もあります。
6. 給与	(1) 月給 151,641円～208,332円 ※学歴及び経験年数に応じて決定します。 例) 4年制大卒者で経験年数10年:207,490円 4年制大卒者で経験年数13年:208,332円 高卒者で経験年数10年 : 189,341円 高卒者で経験年数20年 : 208,332円 (2) 支払日 月の初日から末日分について、原則、当月21日 (3) 通勤手当 通勤距離2km以上の場合、常勤職員に準じて支給 (4) 時間外勤務手当 勤務の実績に応じ、支給 (5) 賞与 期末手当(6月支給:1.225月分 12月支給:1.225月分 合計:2.45月分) 勤勉手当(6月支給:1.025月分 12月支給:1.025月分 合計:2.05月分) 期末勤勉手当支給合計:4.5月分 期末勤勉手当は、基準日(6月支給:6月1日、12月支給:12月1日)以前6カ月の勤務期間に応じて支給されます。
7. 退職手当	対象となりません。
8. 加入保険等	雇用保険、共済保険、厚生年金保険、町村非常勤職員公務災害補償

9. 勤務条件	<p>(1) 勤務時間 午前8時45分～午後5時30分（休憩60分）の間で 週5日、週36.25時間勤務 ※必要に応じ休日・時間外勤務あり。</p> <p>(2) 休日 週休日（土曜日、日曜日）、祝日、年末・年始（12月29日から1月3日）</p> <p>(3) 休暇 年次有給休暇10日</p>
10. 主な勤務場所	<p>時津町役場 高齢者支援課 時津町地域包括支援センター</p>
11. 身分・服務	<p>地方公務員法（第38条を除く。）が適用されます。</p>
12. 応募方法等	<p>(1) 受付期間 令和6年4月18日（木）～令和6年6月5日（水） の役場開庁日時 ※郵送の場合は、6月5日（水）必着。</p> <p>(2) 応募方法 次の書類を作成し、郵送または直接持参してください。 ①時津町会計年度任用職員任用希望申込書（兼履歴書） ②応募資格の確認書類</p>
13. 選考	<p>(1) 選考方法 書類選考、作文及び面接 (2) 選考日 令和6年6月12日（水） ※作文・面接選考の詳細な時間と場所は、後日ご連絡します。</p>
14. 申込・問合せ先	<p>時津町役場 総務課 郵便番号 851-2198 住所 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1 電話番号 095-882-2212（直通）</p>
15. その他	<p>(1) 地方公務員法第16条 ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ②時津町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p> <p>(2) 応募書類・個人情報の取扱い 応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。応募及び選考において取得した個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。</p>